

第4回阿蘇中部3町村合併協議会会議録

- 1.平成 16年 2月 10日午後 1時 30分 招集
- 2.平成 16年 2月 10日午後 1時 30分 開会
- 3.平成 16年 2月 10日午後 2時 55分 閉会
- 4.会議の区別 協議会(法定)
- 5.会議の場所 一の宮町就業改善センター 会議室
- 6.出席委員及び欠席委員

出席委員

1 番	一の宮町	渡 邊 力 丸
2 番	一の宮町	家 入 哲 也
3 番	一の宮町	宮 崎 昭 光
4 番	一の宮町	古 木 孝 宏
5 番	一の宮町	笹 田 陽 三
6 番	一の宮町	森 下 幸 美
7 番	一の宮町	阿 蘇 品 清 二
9 番	一の宮町	志 賀 聡 雄
10 番	阿 蘇 町	河 崎 敦 夫
11 番	阿 蘇 町	松 永 勲
12 番	阿 蘇 町	家 入 澄 雄
13 番	阿 蘇 町	高 藤 拓 雄
14 番	阿 蘇 町	松 村 勝 美
15 番	阿 蘇 町	西 岡 ヤ ス 子
16 番	阿 蘇 町	丸 山 信 義
17 番	阿 蘇 町	小 笠 原 徹 朗
19 番	波 野 村	市 原 新
20 番	波 野 村	水 野 日 出 男
21 番	波 野 村	後 藤 新 一
22 番	波 野 村	山 口 定 喜
23 番	波 野 村	阿 南 洋
24 番	波 野 村	市 原 正 次
25 番	波 野 村	阿 南 輝 和
26 番	波 野 村	岩 瀬 葉 津 子
27 番	波 野 村	大 塚 國 勝
監査委員	一の宮町	山 部 謙 一 郎

欠席委員

8 番 一の宮町 園 田 盡
18 番 阿蘇町 森 山 幸 義
28 番 振興局 岩 下 直 昭

7.説明のため出席した者の職氏名

なし

8.職務のため出席した事務局職員

局長	岩 瀬 國 興	次長	大 塚 敏 彦
局員	丸 野 雄 司		井 八 夫
	井 野 孝 文		本 田 良 治
	今 村 清 信		高 藤 裕 樹
	坂 口 英 明		

9.議題

(1)報告事項

報告第 8 平成 15 年度任意協議会歳入歳出決算並びに監査報告について
報告第 9 平成 16 年度法定協議会歳入歳出予算について

(2)協議事項

協議第 7 (継続)財産及び債務の取扱いについて(財産区等)
協議第 10 (継続)町、村、字名の取扱いについて
協議第 15 (継続)農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
協議第 16 (継続)納税組合・各種奨励金の取扱いについて

(3)提案事項

新市建設計画について

午後 1 時 30 分 開会

日程第 1 開会

阿蘇中部 3 町村合併協議会事務局長(岩瀬国興) 定刻となりましたので、ただ今から第 4 回阿蘇中部 3 町村合併協議会を開会させていただきます。本日の会議は、お手元にお配りしております資料に基づきまして行わせていただきます。なお、2 名ほどお見えになっていない方がいらっしゃいますけれども、定足数を満たしておりますことを報告申し上げます。

それではご挨拶に移らせていただきます。河崎会長がご挨拶を申し上げます。

日程第 3 あいさつ

河崎阿蘇中部 3 町村合併協議会長あいさつ

会長(河崎敦夫) 一言ご挨拶申し上げます。本当に数年ぶりか、過大な寒波が訪れまして寒い日が続きましてけれども、いわゆる今日は春うららかな感じがするわけでございますが、委員

各位には大変ご多忙の中にご出席いただきまして有難うございました。

この合併協議会も第4回ということですが、先の第3回協議会におきまして、合併の期日を平成17年の2月11日という決定を受けまして、いよいよ明日から秒読みになるわけですが、本当にこの間、皆さん方のご協力、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。協議しなければならない協定項目44項目中、既に40項目の合意を得ておりますが、44項目の合意いただいた後は、協定項目合意の調印式、その後は各町村議会における配置分合の議案審議となるわけですが、各町村の住民の方のご意見を聞きながら多くの人に賛同いただける体制の基で合併の合意に望みたいと、このように思っておるわけでございます。

ご承知のとおり、国の財政状況、真に厳しく本年度に示された地方交付税の12パーセント削減ということは、交付税依存の財源町村にとりましては、真に大変な影響、非常に影響の大きいものであろうかと思っておりますが、現在16年度の予算も県政、それぞれの町村、査定に取り組んでおりますけれども、その厳しさ、痛みがひしひしと感じておるところでもございます。また、国の従来税制計画変更によりまして、財政再建施策を受けて、今回の合併の良かったことの判断に誤りはないとこのように我々は確信しておる次第でもございます。

このような状況の中に、皆様方のご協力とご理解の基に協議会のほうも今日まで進んでまいりました。常になぜ合併をしなければならないのか、この原点に立ちまして新市の発足に向けて実りある協議を続けてまいりたいとこのように思っております。本日もお手元の協議資料のとおりで協議事項を提案いたしておりますので、よろしくご審議方お願い申し上げまして冒頭の挨拶に代えさせていただきます。

事務局長(岩瀬) それでは早速協議のほうに移らせていただきますので、進行のほうを会長よろしく申し上げます。

日程第3 会議録署名委員の指名

会長(河崎敦夫) それでは早速協議に入らせていただきます。まず会議録の署名委員に一の宮の志賀聡雄委員、阿蘇町の松永 勲委員、波野村の大塚國勝委員をお願いいたしたいと思います。

日程第4 会期の決定

会長(河崎敦夫) 続きまして会期の決定でございますが、本日一日でよろしゅうございませうでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) それでは本日一日といたします。

日程第5 (1) 報告事項

報告第8号 平成15年度任意協議会歳入歳出決算並びに監査報告について

会長(河崎敦夫) 続きまして平成15年度の任意協議会の歳入歳出決算について事務局から

の報告説明を求めます。

事務局長（岩瀬） それでは本日たくさんの資料をお配りしておりますけれども、第4回阿蘇中部3町村合併協議会次第というものをごらんいただきたいと思います。本日は報告事項がございまして、まず報告事項第8号でございます。5ページのところから説明させていただきます。

平成15年度阿蘇中部3(4)町村合併推進協議会歳入歳出決算書となっておりますけれども、15年度は、4月1日から始まりまして11月17日をもって任意協議会を終わりました。その後は、法定協議会となりましたので、任意協議会の予算、事業を全て終了するというので、その時点までの予算をここで決算させていただきました。そのような決算書でございます。

8ページのところでご説明を申し上げます。8ページのところは横書きの資料で、平成15年度阿蘇中部3(4)町村歳入歳出決算事項別明細書となっておりますけれども、この表の一番下のとおりに当初予算は1,524万でございますが、補正で県の補助金50万とそれから14年度の任意協議会の決算による繰越金等を入れましたので、総計は2,273万753円で予算をいただきました。歳入のうち、預金利息分に一部歳入見込み違いがありましたので、総額受入れは2,272万9,849円で歳入を終わっております。

続きまして9ページをご覧くださいと思います。9ページは歳出でございますが、一番下の段、右から5列目のところに支出済額という金額がまとめてありますけれども、支出済額は1,330万5,773円でございます。収入に対し、不用額というのは942万4,980円になっておりますけれども、これは予算に対してでございますので、実質は942万4,076円というのが予算の余り分でございます。このように余りが出ましたのは、15年度は12カ月間組みました予算が、11月をもって任意協議会が終わりましたために、残金を残しながらここで任意協議会の会計を終了しております。

6ページのほうに返っていただきまして、6ページのところに実質収支に関する調書としてまとめておりますが、歳入合計が2,272万9,849円に対しまして、歳出が1,330万5,773円で実質収支額は942万4,076円ということで決算しております。どうぞよろしくをお願いします。

会長（河崎敦夫） 15年度の当協議会の歳入歳出決算につきまして事務局の報告がございました。審議に入ります前に監査報告、監査委員からの監査報告をお願いいたします。

監査委員（山部 謙一郎君） 監査報告を申し上げます。

阿蘇中部3町村合併協議会より、平成16年1月16日に平成15年4月1日からの阿蘇中部4町村合併推進協議会の任意協議会が平成15年11月17日をもって発展的に解散して、法定協議会に移行したためその関係期間中の出納を終了し監査を要請する旨をいただきました。

それを受けまして平成16年1月23日合併事務局において、監査委員の堀 昇氏と私と二人で事務局より提出されました金銭関係書類をはじめ、合併関係書類の監査をいたしました結果、帳簿、帳票共に適切に処理されておりましたので、ご報告を申し上げます。予算に伴う収支関係につきましては、事務局の報告にありました決算書のとおり、適切な収支であると認め、監査報告といたします。平成16年2月10日阿蘇中部3町村合併協議会監査委員、山部謙一郎。以上です。

会長（河崎敦夫） 監査報告終わりました。ただ今監査報告もございましたが、決算案につ

いて何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。原案どおりでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） それでは決算原案の承認決定いたしました。次に予算審議の前に産山村離脱による負担金の支払い、払い戻し等々についての説明報告を事務局のほうからいたします。

事務局長（岩瀬） ただ今決算、承認有難うございました。

15年度の任意協議会自体に以上のような決算、残金を出しましたので、これは法定協議会に引き継ぐ折に、予算計上はございませんでしたので、この精算をするということになります。4町村の予算でございましたので、実質収支額942万4,076円に対して4町村で精算するということになりますので、11ページのところにこの案を出させていただいております。これによって今から説明を申し上げます。

精算する金額は、余剰金全部だと思っております。そして加入していた4町村で元々は均等に負担いたしましたので、一部戸数割りというようなこともございましたですが、戸数割は途中で補助事業といたしましたために、戸数割の金額は全額消費、使いきりました。それで精算の方法も均等割り負担に対しまして、均等の割り戻しでいいかなと思っております。それでちょうど4町村で割りますと、1町村あたり235万6,019円というのが平等金でございます。それを4町村にお返しすべきところがございますけれども、途中離脱という不測の事態が起こりましたので、続けます合併協議会といたしましては、資料の変更を余儀なくされました。その事業変更の一番ありましたのは、建設計画策定に着手しておりましたので、それが完成間近で全て作り直しということになりますので、その金額が162万5,400円かかったわけがございます。これをそのような事態の起因となったところの産山さんにご負担いただくかなと思っております。それからその他にも臨時会議、色んなものが生じましたですが、そのことについては計算にいたしておりません。

従いまして、12ページに出しております数字のとおり、均等割りをいたしましてそのうち建設計画負担額を産山さんに負担していただいて、金額がそれで平等にさせていただくということに考えております。3町村の235万6,019円は変わりませんが、産山さんだけは73万619円をお返しするという事で精算案をもっておりますので、皆様方にお諮り申し上げます。よろしく申し上げます。

会長（河崎敦夫） ただ今新市建設計画書の委託料変更に伴います産山村の実質精算額が73万619円ということの説明でございましたが、この精算について何か御意見、御質疑ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） 異議なしということでございますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） それでは事業委託費の支払額につきましては、事務局原案のとおり決定いたしました。有難うございました。

報告第9号 平成16年度法定協議会歳入歳出予算について

会長(河崎敦夫) それでは報告第9号でございますが、平成16年度の当協議会の予算案を説明させていただきます。事務局からの説明願います。

事務局長(岩瀬) それでは報告第9号、平成16年度阿蘇中部3町村合併協議会一般会計予算案をご説明申し上げます。13ページからでございます。

まず、14ページをお開きいただきたいと思います。14ページに16年度の予算を2,704万7,000円にさせていただきたいということで、数字を上げております。16ページと17ページでその詳細を説明いたします。

16ページのところで横書きになりますけれども、歳入のことについてご説明申し上げます。2,704万7,000円でございますけれども、そのほとんど全額が3町村の負担金でございます。ここには3町村の負担割合を書いておりますけれども、均等割りとそれから広報に対する世帯割りがございますが、一の宮町さんが902万9,367円で阿蘇町さんが936万747円、波野村さんが865万3,886円。これが均等割り、世帯割りの16年度に負担いただきたいと思っている金額でございます。

その予算に対しましての歳出を17ページで説明申し上げます。会議費で388万4,000円、それから事務局費で1,761万5,000円。調査研究費で197万1,000円。18ページに移りまして、広報啓発費で337万7,000円、予備費に20万みまして合計2,704万7,000円ということを使わせていただきたいと思います。

この過程におきましては、法定協議会自体が現在進行形の団体でございますので、町村負担がまた起こってくる場合も考えられますけれども、当初考えられますものを予算にさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。なお、この金額につきましては町村にお知らせし、町村の方が3月の定例会でご提案いただくことになると思いますので、その後に決定させていただくということになると思います。どうぞよろしく願いします。

会長(河崎敦夫) 16年度の予算案の説明でございました。何か御意見、御質問ございませんでしょうか。歳入歳出よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) それでは平成16年度法定協議会の歳入歳出予算案については事務局原案どおり承認決定することにいたしました。有難うございました。

会長(河崎敦夫) 次に協議事項に移るわけでございますが、その前に1月の29日ですか、29日に行われました庁舎建設等の小委員会の報告について家入委員長さんからの報告をお願い申し上げたいと思います。

小委員会委員長(家入哲也君) それではご指名ですので小委員会の経過につきましてご報告をいたします。ご承知のとおり、合併3町村の協議会の中で各町村から3名の計9名をもって小委員会が構成をされております。その小委員会のその後の経過につきましてご報告を申し上げたいと思います。

小委員会におきましては、第1回小委員会を12月の8日に開催、本庁舎等の改修に関する検

討に着手をいたしたところでございます。

年が明けまして1月の20日、21日にかけて総勢23名を持ちまして、兵庫県篠山市視察研修を行ったところであります。篠山市を研修地といたしましたのは、合併後5年を経過した人口、面積共に阿蘇市に類似した行政自治体であること、研修の内容といたしましては、新市本庁舎の規模や組織体制または文化ホールの施設や運営の状況、支所庁舎の状況、支所の組織機構等について研修をいたしたところであります。特に篠山市は4町が合併した市でありましたが、元の役場にそれぞれ支所が設けられ、その他に現場事務所制等もとれたというような報告を聞いておるところであります。そういった市でありますので大いに参考になったところであります。

また文化ホールにつきましては、市民ホールや公共ホール、文化ホール等々、4カ所の施設を研修いたしました。運営の状況、利用等の状況、施設規模の大小など様々な角度から研修することができたところであります。今回の研修で3町村の関係者が一同に課題を持って研修できたことは非常に有意義であったと思います。

この研修を踏まえ1月29日に第2回の小委員会を開催いたしました。現在、各町村共にそれぞれの関連する施設の改修計画や施設規模等について検討をいたしております。今回はその状況の報告を受け、確認いたしました。本庁舎につきましては、用地の計画、改修の範囲、設計費の予算措置を検討したところであります。特に用地の取得計画と庁舎の利用計画につきましては、合意を得ましたので早速予算措置のほうから準備を推進することといたしておるところであります。更に電算室及び本庁舎の改修計画はスケジュールの検討を行いながら、電算室は7月末までに完了、本庁舎につきましては12月末までには完了するよう事業の推進をすることを、小委員会の中で了承を得たところであります。

支所の規模や文化ホールに関することも検討が進んでおりますが、今回までは決定的な事項としては報告するものは現在のところございません。以上、小委員会の状況につきまして報告をいたしました。本庁舎の改修、支所の状況、文化ホール、道路アクセスなど早急に検討しなければならないことが付託をされておるところであります。今後はそういった状況の中で小委員会の頻繁な回数を重ねながら進捗をしていかなければならないというふうを考えておるところであります。

今後とも小委員会の各委員さんには大変ご心労いただくことかと思いますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして小委員会の報告といたしたいと思ひます。

会長（河崎敦夫） どうも有難うございました。不肖会長河崎とお二人、冠婚葬祭等々、そういうことで欠席したことをお詫び申し上げますけれども、それぞれの23名の委員さん、一生懸命研修をさせていただいたと思ひますし、その成果がこの協議会に流れてくるものだと今後期待をいたしております。よろしくお願ひします。

今、家入委員長さんの報告について何か質問とか御提案はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） ないようでございますので、家入委員長さんの説明を終わらせていただきます。前回からの継続分について事務局のほうから説明をお願いいたします。

(2) 協議事項

協議第7号(継続) 財産及び債務の取扱いについて(財産区等)

阿蘇中部3町村合併協議会事務局次長(大塚敏彦) それでは事務局のほうからご説明をさせていただきます。

前回からの継続分につきましては2点ございます。協議第7号の財産及び債務の取扱いについて。これは財産区等についてでございます。これにつきましては前回、阿蘇町、波野村につきましては原案どおりということでございました。本日は一の宮町さんのほうからその後の協議の結果につきましてご報告をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

会長(河崎敦夫) はい、一の宮さんお願いします。

一の宮町(宮崎昭光君) 一の宮の宮崎ですけども、協議第7号、財産及び債務の取扱いにつきまして一の宮町として継続審議ということで前回お願いをいたしておりました。その後、本町内におきまして牧野組合、各財産区と現在協議をいたしておりますけれども、もう少し調整の必要がありますので、しばらくの時間をいただき今一度、継続審議でお願いいたします。

会長(河崎敦夫) 協議第7号の財産債務の取扱いについては、一の宮さんのほうから調整の必要があるということで、継続ということでございますがよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) それでは協議7号についてはそのようにいたします。

次に協議10号町、村、字名の取扱いについてということでございますが、事務局のほうから。

協議第10号(継続) 町、村、字名の取扱いについて

事務局次長(大塚) それでは協議第10号についてご説明させていただきます。

前回の協議の中で一の宮町につきましては、阿蘇市一の宮町 というような表記の仕方です了解ということでございました。阿蘇町につきましては、阿蘇市 ということで了解ございましたけれども、阿蘇町の黒川或いは狩尾の取扱いについて調整が必要だろうというようなご意見もございました。波野村につきましては、村内で調整中ということで本日その回答をいただくということでございましたので阿蘇町、波野村につきまして結果のご報告をお願いできればというふうに思います。よろしく願いいたします。

会長(河崎敦夫) 阿蘇町さんのほうからお願いします。

阿蘇町(高藤拓雄君) 阿蘇町の高藤でございます。

前回、阿蘇町において地番が重複するというので、区域をもう少し細分化できないかというような経過を申したと思いますけど、色々調査をさせていただきましたところ、やっぱり現在のままでいかないとものすごい作業量が伴うということでございまして、字名につきましては現在のものをそのまま新市に引き継ぐというようなところで決定をいたしております。以上であります。

会長(河崎敦夫) 次、波野さんお願いいたします。

波野村(後藤新一君) はい、波野の後藤です。

前回において波野村につきましては、初会にそれぞれの部落集会がありますが、その部落集会において一応住民の意見を聞いたがよかろうということで前回回答できなかったわけでありませんが、結論としまして持ってきましてそれを報告いたします。なお、この10号についての町村の字名についてはこの にでておりますが、波野村においては、波野村大字を阿蘇市波野大字というふうな格好で願いたいというふうに思います。以上です。

会長（河崎敦夫） それでは協議10号の町、村、字名の取り扱いについては、一の宮町では阿蘇市一の宮町何々、それから阿蘇町においては阿蘇市何々と、それから波野村については村を消しまして阿蘇市波野何々ということで決定ということによろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい、そのように決定させていただきますが、協議10号の波野村の取り扱いについては訂正させていただきます。阿蘇市波野大字ということになるかと思えます。ではそのように訂正させていただきます。有難うございました。

次に、今回協議事項についてでございますが、事務局からの説明を求めます。

協議第15号（継続） 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

事務局次長（大塚） 今回協議分は二つございますけれども、一つずつご意見を伺いたと思います。

まず、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。これは後ほど（3）について事務局からお願いしたいことがございますけれども、各町村でご協議いただいておりますので、それぞれの町村のご意見をまず伺いできればと思います。よろしく願います。

会長（河崎敦夫） 一の宮さん。

一の宮町（宮崎昭光君） 一の宮町におきましては、昨日協議会において提案事項を協議いたしました。ちょっと事務局に伺いますけど、この中にですね、資料の中に訂正案が来とりますね、修正案が。それで協議会でこういうことをしてもらおうと困るとですよ。後で、修正案とかを入れてもらおうとですね。協議が済んだ後に修正案を入れてもらおうと困ります。一応原案どおりで決定しております。

会長（河崎敦夫） はい、一の宮さんは原案どおり。次、阿蘇町さん。

阿蘇町（高藤拓雄君） はい、阿蘇町でございます。

1番目の農業委員会の新市に1つは原案どおりでいいということでございます。

2番目も30名の議員定数というのは了承を受けております。

それから3番目は今日修正案が出ているようでございますけれども、だいたいこれでいいんじゃないかというようなことでありますが、ただ在任期間について新市の委員で協議したいという動きがあるということでございましたけれども、これはできるならば本協議会の中でその在任期間についてもやっぱりちゃんと明確に決定したほうがいいんじゃないかろうかということでございます。

4番目の選挙区の設置でございますけれども、旧町村単位の選挙区となっておりますけれども、皆さまご承知のように農業委員というのは極めて地域の実情或いは農地条件等に精通した人が必要だということでございまして、極めて地域性を求められている特色を持っているということでございます。現在、阿蘇町の例を申し上げますと、阿蘇町では4つの選挙区を設けております。できれば町村単位ではなくもう少し細分化した選挙区は設けられないものか、ということをもう一回専門部会或いは農業委員会等で検討いただくということでお願いをしたいということでございます。地域性を重んじてもう少し細分化した農業委員会の選挙区を設けてほしいということでございます。以上です。

会長（河崎敦夫） 波野さん。

波野村（後藤新一君） 波野村についてはこの農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、これ4項目でございました。前の本文で一応了解は得ておるわけですが、本日先に申されたように修正案が出ております。この案の1か2かということでしょうか、これについて私どもは、農業委員会がございましてその農業委員会のほうでどちらかを選んでもらえばいいんじゃないかなというふうな気が今いたしておるところであります。

ただ、付け加えてこれは波野村としての特にお願いがあるということで、前回においても委員会から申されましたが、特に波野においては地理的に色々なところから広範囲になりますし、山間部でもありますし、更には農用地の面積もかなり多ございます。従って、これに合うようなですね人員、農業委員の区割りというのも必要じゃないかなと。

そのためには、この時点での提出はこのとおりで結構であります。ただ後で選任されます議会推薦という委員が5名ございますが、その5名の中で1人だけは是非波野に配分していただくようなことで、特にこの協議会の付帯事項として認めていただければというふうに思います。もちろんこれは議会で決定することではありますが、一応この協議会の中でそういう申し出もありませんというのを次に繋げていただくような方法をとっていただきたいということを特に強調しておきます。以上です。

会長（河崎敦夫） 3町村、それぞれ意見が違ったようでございます。従いましてこれは持ち帰り継続審議という形にせざるを得ないと思っておりますが、いかがでございましょうか。

事務局次長（大塚） 申し訳ございません。(3)の部分の修正案についてご説明をさせていただきたいと思っております。

合併特例法の8条の第1項で、選挙による委員につきましては1年を超えない範囲で合併関係町村の協議で定める期間在任することができるというふうにされております。この協議につきましては、町村議会の議員の在任特例と同様に各町村議会の意見等も必要になってまいります。この期間の決め方につきましては、合併協議の中で期間は明確にしておくべきであるというような回答がございました。それで前回、ご提案申し上げましたところにつきまして、期間を明確にするような形で今、各町村の農業委員会のほうで再度検討をいただいているところでございます。

一度提案しましたことにつきまして、こういった形で修正を加えさせていただきましたことを

真に申し訳ございませんでした。で、修正案としてお手元にお配りしましたものにつきましては、あくまで事務局案として他の協議会あたりの状況を見ますと、通常の統一選に合わせている例と、それと1年間というような在任特例の上限を使っていく例がほとんどでございましたので、一応案の1、案の2という形で明確な期間を提示させていただいたところでございます。これはあくまでたたき台でございますので、また各町村のほうでご検討いただきたいというふうに思っております。

それともう一点。阿蘇町のほうから各町村の選挙区につきましてもう少し細分化できないかというようなご意見もございました。この件につきましてはでございますけども、選挙区につきましては、一つの町村におきましては一つの選挙区が通常原則というような形になっております。ただ農業委員会等に関する法律の施行令の中で、選挙区の基準としまして全ての選挙区について、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、または基準農業者数が600人以上となるような場合につきましては、選挙区を設けられるような基準があります。

本日ご提案しております各町村ごとの選挙区の定数につきましては、これは各町村でご了解いただいたものとして思っております。例えば阿蘇町さんが今4つの選挙区を設けられている施策ということで、その点につきまして阿蘇町さんのほうの協議の中で認めていただけるのか、或いはやはり今のような形で各町村1選挙区というような形のやり方がいいのか、そのあたりは協議会の場でも協議をお願いできないかというふうに思います。で、この協議第15号につきましては、先程申しました件もでございますので、全体としまして継続するという形でこの取り扱いについてはお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

会長(河崎敦夫) 事務局からの説明がございましたが、これについて何かございませんか。継続、持ち帰りということによろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長(河崎敦夫) そういうことで。一の宮さん、何か。

一の宮町(宮崎昭光君) 今阿蘇町の高藤さんの意見を聞いて感じたのがですね、一の宮は旧4カ町村で慣例ではありませんけど、一応バランスが取れておるわけですね。しかし、今後ケースが変わった場合は、よく考えてみるとそういった必要性がありはせんかと感じております。バランスが壊れる可能性がありますからね。

会長(河崎敦夫) それについて、何か阿蘇町。

阿蘇町(松村勝美君) 阿蘇町の松村ですが、阿蘇町の農業委員会の現状について説明しますと阿蘇町は、5つの町村が合併したんですけど、先程言いました500ヘクタール以上、或いは600人以上というような制限がありまして、従って5つの町村が合併しましたがけれども、旧尾ヶ石、赤水ですね、それと黒川、内牧、山田というふな4つの選挙区を設けまして、それぞれ今まで26名の定数だったと思いますが、その定数の配分を一応面積と農業者数に基づいて定数配分いたしまして、各選挙区ごとに選挙をやっておったというふうなことでございます。

それで、今回は17名の選挙区の人員については、これで了解は得ていますがけれども、一応この17名のものをですね、それぞれ4つの選挙区に阿蘇町としては設けさせて欲しいということ

でございますが、ただこれについては色々要望もございますので、選挙区を設けてですね、先程の高藤議員もおっしゃいましたように地域の色々な農業の実情を知った人が農業委員として頑張ってくださいというようなことが必要になるかと思っておりますので、そこらあたりを含めて4つの選挙区を設けて今までどおりの選挙をやっていくのか、17名の枠の中で、そこらあたりについて、阿蘇町のほうで具体的にまだ今後検討を要するというところでございますので、そういうふうな選挙区を設けていったほうが、より農業委員会の運営がスムーズにいくんだということであれば、阿蘇町については17名の枠内でそういった選挙区を4つ設けるということについては、協議会の委員のご了承なりご理解をお願い申し上げたいというふうに思うわけです。

それでこの委員については今ここに配分がしてあるとおりでございます。その枠内で4つの選挙区を設ける。ただ4つの選挙区を設けたら100パーセントいいのかですね、そこあたりについては今後、検討、調整が農業委員会として必要となりますので、そこあたりも踏まえて最悪4つの選挙区を設けたほうがいいという結論付けになったときには、阿蘇町についてはそういう形で是非、ご理解をお願い申し上げたいというふうに思います。

それともう一つ、波野の委員長さんからお話がありましたが、議会推薦委員の件でございますけれども、この農業委員会のこの30名の配分、今9名、17名、4名というような配分がなされておりますけれども、その配分を行う過程で本来ですとこういう数値はなかったと思っておりますが、この配分をする過程において色々考慮をされて、配分をされたというふうな経過をお聞きしております。従って阿蘇町のほうの委員会の中でも是非議会推薦委員の問題については先程も出ておりましたけれども、これは新しい市議会議員になられた方が議会で決められるわけですので、これはあんまり申し上げにくいと思っておりますけれども、付帯事項という形が取れば、そういう形を是非お願いできんかどうかというふうなことも協議の中で出ておりましたので、そこあたりも含めて一応、高藤委員長報告がなされましたけれども、ご報告させていただきたいと思っております。

会長（河崎敦夫） いずれにしても持ち帰り、継続審議ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい、そのようにいたします。

次は、協議第16号の納税組合・各種奨励金の取扱いについてでございます。一の宮さん。

協議第16号（継続） 納税組合・各種奨励金の取扱いについて

一の宮町（宮崎昭光君） 一の宮ですけども、協議第16号につきましては事務局提案どおりでございます。

会長（河崎敦夫） はい、阿蘇町さん。

阿蘇町（高藤拓雄君） 同じく事務局原案どおりでございます。

会長（河崎敦夫） 波野さん。

波野村（後藤新一君） 波野も原案どおりでよろしいということです。

会長（河崎敦夫） 有難うございました。それでは協議第16号の納税組合・各種奨励金の取

扱いについては原案どおり、各町村承認決定ということにいたします。有難うございました。次に提案事項についてでございますが、事務局のほうからお願いいたします。

(3) 提案事項

新市計画について

事務局次長(大塚) 有難うございました。それでは続きまして、提案事項について説明をさせていただきますと思います。新市の建設計画についてでございます。

これにつきましては、昨年11月18日の設立総会で承認を得まして、県の振興局との内々協議、県の本庁との内協議を進めてきたところでございます。今お手元に建設計画につきましてはお配りしているところでございます。県の内協議におきまして県から修正意見がございました。その修正意見につきましては、専門部会で検討した上で、現在県にそれに対する回答を行っているところでございます。

本日はこれまで県との協議の中で、専門部会で修正を加えてきたものをお配りしております。簡単に主な改正部分についてご説明させていただきます。ポイントはユニバーサルデザインの視点、或いは男女共同参画の視点、またこれは警察のほうからになりますけれども、防犯、交通安全等の施設につきまして要望がっております。お手元の建設計画のほうをご覧くださいと思いますけれども、建設計画の10ページ目をお開きください。10ページの真ん中あたりになりますけれども、新市の将来像の実現にあつては云々のところで、また基本施策の展開においては、年齢や性別、能力等にかかわらず、誰もが安心して暮らせる環境づくりを目指すユニバーサルデザインの考えを導入します。このことについて入れさせていただきました。

続きまして37ページ目をお開きいただきたいと思います。36から37にかけて消防、防災っていうのがございましたけれども、これに防犯というのを一つ加えております。で、37ページ目の上から5行目になりますけれども、防犯対策については地域におけるパトロール活動や防犯に関する啓発活動等に取り組むほか、公共施設や住宅などの防犯に配慮した環境整備に努めます。こういった文言も加えさせていただきました。同じく7のところ交通安全の確保という文言を入れております。これが防犯、交通安全の分でございます。

続きまして44ページ目をお開きいただきたいと思います。住民参加による自立したまちづくりの推進の部分で上から4行目になりますけれども、女性が産業振興や福祉、教育などのあらゆる分野に参画し、男性と共に能力を十分発揮できるように男女共同参画社会の実現に向けて、社会における意識改革や就労環境の整備に努めますと言った部分を付け加えさせていただきました。で、事業の中に男女共同参画によるまちづくりの推進というところも入っております。それと文言の微修正は入っておりますけれども、主なポイントとしてはそういったところが大きく変えたところでございます。

本日、ご協議いただき、ご了解いただければ今後若干の微修正はあるかと思っておりますけれども、お手元にお配りしました案を基に、今後県のほうに正式協議を行いたいというふうに思っております。この県の正式協議の後に県からの異議がなければ、それを最終案としまして、次回の合併協

議会の時点で、阿蘇市の建設計画として決定をしていただければというふうに思っております。

それで、建設計画の全体の中で、式次第のほうの資料の19ページ目をお開きいただきたいと思っております。最後のペーパーになります。新市建設計画の県知事との事前協議の主な流れというふうに付けております。現在、このちょうど真ん中あたりになりますけれども、新市建設計画案の決定、ここが本日のご協議、お願いをしているところでございます。現在、新市の建設計画案にかかる県知事との内協議につきまして、回答が前に、それについて修正を加えたものを本日お出ししております。で、この後、県のほうに正式協議を行いまして、県のほうから異議がない旨の回答があった場合は新市の建設計画を決定ということになります。新市の建設計画決定があればその後合併の調印等の動きになっていきます。で、この県からの回答につきましては、3月の9日の協議会には間に合うような形で県のほうも回答を出す予定であるということで話っております。で、本日お配りしましたこの建設計画案を基に県への正式協議を行ってよろしいか、この場でのご協議をお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

会長（河崎敦夫） はい、新市の建設計画に若干の修正等もございまして、今県との県知事と内協議ですね、で、一応終わって、いよいよ正式協議に入ろうとする段階での、当協議会の新市建設計画の内容についての提案でございました。それについて何か御意見ございませんでしょうか。どうぞ。

阿蘇町（小笠原徹朗君） 聞き漏らしだと思いませんか、19ページ目で今の段階ではこれ、どこをどうこうするんですかと。

事務局次長（大塚） 今の段階で19ページ目のちょうど真ん中の新市建設計画(案)の決定という部分でございます。県との内協議が終了しまして、今回案を県との正式協議の案を提案させていただいた分でございます。

会長（河崎敦夫） この計画案が承認されれば正式協議に入ることですね。

阿蘇町（小笠原徹朗君） 3月9日に県の正式協議が終わりますということですか。

波野村（山口定喜君） 下から3番目の新市建設計画の決定、合併調印の時期は何月何日頃になりますか。

事務局次長（大塚） 合併の調印につきましては、建設計画の決定と現在協議をしております協議事項が全て44項目終了すれば、その後調印をいつの段階でも調印ができる状態になります。で、来年度の予算あたりが今実際に詰めているところでございますけれども、できれば合併の調印或いは配置分合の結果あたりがある程度固まった中で、来年度の庁舎の建設とか電算とか、あいった大きな予算がございますのでそのあたりの執行を進めていければというふうに事務局では思っております。できるだけ早く調印或いは配置分合の議決が進めばというふうに思っております。

波野村（山口定喜君） できるだけ早くじゃなくて、だいたい予想は何月何日頃になりますか。

事務局次長（大塚） 事務局の希望としましては、3月ならば3月の段階でそれができればというふうに思っております。

会長（河崎敦夫） 県知事との正式協議と知事の異議のない旨の回答というのが、いつにな

るか。

事務局次長（大塚） 知事の異議のない旨の回答が3月半ばぐらいになってきます。

会長（河崎敦夫） はい、松村委員。

阿蘇町（松村勝美君） 建設計画の中の財政計画としては、この財政計画については、早くから懸念がありましたが、以後中身について若干修正があったかどうか分かりませんが、三位一体の関係で更に財政的には色々な問題があるんじゃないかなというふうに思っております。今年度、阿蘇郡内でも当初予算編成が厳しいですね、そう聞いておりますが、そういったことからいくとこの財政計画、ずっと前から見直しをされてないというふうな気がするわけですが、果たしてこの財政計画でいいのかとちょっと心配する部分があります。

それともう一つですね、現在のこの普通地方交付税が、12年度決算合計で52億4,200万、13年度決算合計で3町村で57億ですから約5億。それから平成11年度で52億から46億になっていきますので、6億。それから24年度がここに上がっておりますが、普通交付税の金額が43億程度に減ってずっと推移しています。

それで、この数字を見たときに現在が52億の決算合計で3町村の交付税が出ておるのに、特例交付税の交付税措置をいただいて今後維持をする、していく上で現在の3町村の特例交付税よりも特別交付税がかなり極端に落ちておるということが、どうもあまりこの財政で見る上でピンとこんわけですね。当然合併主要事業をやりまして、そしてその見返りはあるわけですが、普通交付税に元利償還金が入ってくるわけですので、そういった意味でいくとだいたいこの52億ぐらいはずっと普通交付税が推移するのかなというふうに思っておりましたが、かなり減っております。そこあたりがどうかというふうに心配するわけですが、これでいきますとこれはかなり減るとるわけですね。合併してもあまり財政的に良くならないというような状況じゃないかなと思っておりますが、ここあたりはどうでしょう。

会長（河崎敦夫） 事務局。

事務局次長（大塚） 特別交付税の減額につきましては、前回財政のシミュレーション説明のときに国のやり方というのを書いてあったと思いますけども、かなり厳しくみてあったと思います。特交自体が、ここ1、2年の間に減額というのが非常に大きかったというのがございまして、特交につきましてはかなり厳しく財政のほうではみてたんじゃないかと思っております。それがそういった形で反映されたのではないかというふうに思っております。

それで、交付税関係につきましては、減になるというのが実際のシミュレーション的に目に見えて出ておりました。ただ財政のほうからも説明しましたけれども、合併しなければ更に悪くなっていくという部分を説明させていただいたというふうに思っております。で、そういったことを踏まえてこのシミュレーションを作ったところでございます。

財政計画を作った後の話になりますけれども、確かに三位一体改革等でかなり内容的には更に厳しくなっていると思います。で、今現在このシミュレーションの案で県との内協議を進めているところでございますけども、今の段階では一応この案のとおりでその協議が進んでいくところです。ただ今後、来年度の予算或いは新市の予算あたりを組み上げる時に、再度その細かい詰

め或いは見直しが必要になってくるのではないかというふうに思っております。建設計画の中ではこのままの案で進めさせていただけないかというふうに思っております。以上です。

会長（河崎敦夫） 合併をしても良くはならない、せんならまだ悪なると。これが決定だと思っただけだな。要するにこの数字も半信半疑だもんね。

阿蘇町（松村勝美君） 交付税が、特例債あたりを使って交付税の歳入分があるにもかかわらず、かなり極端に減っているんですよ。これ18年以降は。合併をして特例債を140億も使ってその交付税算入があるにもかかわらず、交付税は通常の15億円程度減っている、今もらっている交付税のですよ。これは大変だなという気がしたもんですからちょっとお尋ねしたんですけども。

会長（河崎敦夫） 若干この何ていうか、粉飾された数字じゃあると思うんですよ。

阿蘇町（松村勝美君） 場合によってはまだこれよりも悪くなるという可能性があるとはですか。

会長（河崎敦夫） と思いますな。後ろ向きにいけば前に進まないし、やっぱり前向きにということで目をつぶしてでもいかなん面もあるとすな。

阿蘇町（松村勝美君） はい、分かりました。

会長（河崎敦夫） よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） この新市計画案が原案どおり承認ということになるのかな。これに基づいて県との協議を重ねる、重ねていくというスケジュールになるのかなと思います。はい、有難うございました。

阿蘇町（小笠原徹朗君） 一つだけちょっと。これは今後のことなんでしょうけど、直近に起こりそうでもあるんですが、18ページ目の新エネルギーの導入ということで、現在西原村ですか、風力発電をするということを聞いております。それから我が町でも、車帰あたりで風力発電をとということを聞きますが、片方ではこの阿蘇の景観というものを大事にしましょうということを基準に考え、どうもこの間たまたま三菱重工の長崎造船所を見学に行っていました折に、いくつかのモデルが、いわば模型としてありました。

だいたい50基から100基ぐらい砂漠に立っていたり草原に立っていたりするわけですが、それを見ますとどうしてもいっぱい立ててしまう。例えそれが2個3個であっても、阿蘇に似合わないのではないかなという気がするんですね。ましてや国立公園の中、例え国立公園の外であってもこの国立公園に隣接する地域にあんな巨大なものを立てるとすることは、果たして我々の利益になるのだろうか。しかも1基が500キロワットぐらい、今後1,000キロ、2000キロって技術が進んでいくとしても、非常に小さな電力しか起こされないということ。

本当に果たして我々にこれが必要なのだろうか。

片方例えば小水力エネルギーですとかバイオマスですとかというものについては、太陽エネルギーもそうなんですが、こういったものはある意味では埋めるというか低いというか、むしろバイオマスについてはパフカルチャー循環農業、この地域の循環ということについてはまだ技術的にはどんなになっているか分からんですが、この地域にとっては可能性があるのかなというこ

いただいたものにつきましては、協議書ということで別途まとめまして、これにつきまして議会の議決が必要になりますのでそちらのほうに記載をさせていただきたいと思います。そちらに記載する関係でこの部分については削除をさせていただきたいというふうに思っております。

次、6ページ目をお開きいただきたいと思いますけれども、18の町・村・字名の取扱いでございます。これにつきましては、波野村が阿蘇市波野大字　　ということで本日変更になりました。こういった形で修正を加えたいというふうに思っております。

続きまして、飛びますけれども最後になります。14ページ目をお開きいただきたいと思います。14ページ目の項目の45 その他の事業の取扱いということで上げておりましたけれども、具体的にここに該当するものがありませんでしたので、ここの45の項目につきましては削除をしたいというふうに考えております。協定書の中身につきましては、まだ2件残っておりますけれども、こういった形で協定書としてまとめていきたいと思います。

次の15ページ目をお開きください。この協定書を基に調印書ということでこれ一連の処理になりますけど、調印を行います。署名押印ということで、各3町村長さんが署名、そして押印をしていただきます。その後立会人ということで、これは通常他の協議会あたりでも合併協議会の委員さんたちが立会人として署名をしていただいているようでございます。こういった形で各3町村長の署名押印と立会人としまして各委員さん方の署名をお願いするような形で進めていきたいと思います。16ページ目の最後に熊本県というふうに書いてありますけれども、熊本県からの立会いということで署名をお願いしております。合併協定書につきましてはこういった形でまとめていくという予定でございますので、一応お手元にご紹介をさせていただきました。以上でございます。

会長（河崎敦夫） はい、協定書の素案ということで事務局から説明申し上げましたが、何かございますか。一応事務局のほうではこういう素案で進めてまいりたいということでございますので、特に変更がある場合はまた再度本協議会でご了承いただくということになるうかと思っておりますのでよろしく願いいたします。事務局その他もうないんですか。委員さんはその他ございませんでしょうか。

ないようでしたら、次回の協議日程予定について事務局から説明いたします。

日程第6 次回開催日

事務局長（岩瀬） それでは次回のことについてご提案申し上げます。

本日44項目というのが、ただ今素案のとおり44項目並べられておまして、現在までに未決のものが農業委員会のこととそれから財産に関すること、この2点が未承認のまま残ったわけでございます。次回はこの規約のとおり定例でよりますと3月9日の日になりますけれども、3月は既に町村が定例議会に入られる頃で、議員の皆さん方始め委員の皆さん方大変ご多忙になります。

しかし先程合併の調印のことをお尋ねいただきましたように、できれば3月9日の時には44項目が全て合意していただければ大変スケジュールどおりに行くなと思っております。しかし、これは皆さん方のご意見、慎重な上にも慎重でございますので、決して強制するものではございませんけれども、その3月9日の前に町村長会、幹事会がございます。できますならば現在行われております町村での合併協議会の委員会をなるべく早めに入れていただきまして、各幹事、町村長につないでいただいてもし未調整なものがありましたならば更にすり合わせていただいて3月9日には全てが合意していただけるようになるならばと思っております。

一応早めにとっておりますけれども、今回は3月9日、火曜日1時30分を本日提案させていただきますのでどうぞよろしくをお願いします。

会長（河崎敦夫） はい、3月の9日1時半、就業センターといたしますがよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

阿蘇町（高藤拓雄君） 阿蘇町は定例議会開会中ですが。

会長（河崎敦夫） どうでしょうか。午後休会で合併協議会ということにお願いしたいと思っておりますがよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） 次回までの農業委員会の問題と財産区の取扱い、この二つ。なんとか答えが出るかな、これは。次回までに。

一の宮町（宮崎昭光君） 阿蘇町の下令法ですね、あの問題で、うちは何で払い下げができないかというような意見が出て、説明に苦慮するとですよ。

会長（河崎敦夫） でくるだけそこへんのところは煮詰めて、次回お願いしたいと思います。あわせて農業委員会の問題もできるだけ9日に仕上げるような形にして欲しいと思っておりますけれども、それぞれの委員さんのご協力と努力をお願いいたします。

はい、以上で終わります。どうも有難うございました。

日程第7 閉会

事務局長（岩瀬） 以上を持ちまして第4回阿蘇中部3町村合併協議会を終わらせていただきます。有難うございました。

午後2時55分 閉会